

「看護師爪ケアえん罪事件」から何を読み解くか

飯 島 滋 明

第1章：はじめに

2010年9月10日、「郵便不正事件」で村木厚子さんに大阪地方裁判所は無罪判決を下した。「特捜部が官界や政界を摘発した事件で無罪判決が出るのは異例」（『東京新聞』2010年9月11日付）であり、裏づけ捜査がなされていない、ずさんな捜査・起訴だった。ずさんどころかその後、大阪地検特捜部のエースと言われた前田恒彦検事が検察の主張とつじつまを合わせるように証拠のフロッピーディスクを改ざんした事実も明らかになり、前田恒彦検事は逮捕・起訴された。さらには、そうした改ざんを隠したとして大坪弘道特捜部長、佐賀元明特捜副部長らも逮捕、起訴、2012年3月の第1審では有罪判決が下されるという、前代未聞の事態に発展した。ただ、もう一つ、「郵便不正事件」と同時に世間の注目をひいた事件の判決が2010年9月に下された。入院患者の爪をはいだとしてある看護師が大々的に世間の批判を浴びながら、実はえん罪だったことが裁判で明らかになった、「看護師爪ケアえん罪事件」である。えん罪は人権侵害の最たるものであり、決して存在してはならない。しかし残念なことに、つい最近でも多くのえん罪事件が世間をにぎわしている。そしてえん罪は他人事ではない。いつ誰に降りかかる災難か分からない。「看護師爪ケアえん罪事件」では看護師さんが極めて不幸にもえん罪被害者となったが、女性の20人に一人

は看護師という職業についているため、えん罪被害は女性にとっても、医療関係者にとっても他人ごとではない。えん罪を生みださない社会を生み出すためにも、警察や検察、裁判所やメディアの現状を知る必要がある。そこで「看護師爪ケアえん罪事件」から多くの教訓を私たちは読み取るべきだと考え、本稿を執筆した。

第2章：事件の概要について

ここで事件の概要を紹介しよう。2007年6月、北九州八幡東病院の看護師の上田里美さんは認知症の入院患者の爪のケアをしていた。高齢者の爪をそのままにしておく、爪がシーツに引っ掛かったりして大けがをするなど、危険な事態が起こる可能性が高いからだ。ただ、爪のケアを行なうと、血がにじむことがある。実際にも血がにじんだが、その行為が他の看護師から患者の爪をはいでいると誤解された。2007年6月25日、病院は上田さんが患者の爪をはいでいるとの記者会見を行なった。その後、「つめはぎ看護師」との報道が連日連夜なされた。そして上田は7月2日に逮捕され、7月23日に傷害罪で起訴された。2007年10月4日、事実関係を調査した日本看護協会は「虐待ではなく看護ケア」との見解を発表した。「日本看護協会」という専門家集団が「看護ケア」との見解を出したにもかかわらず、看護の素人の検察は2007年10月31日、上田さんを別の患者へ

の傷害罪でさらに起訴した。2009年3月30日、福岡地裁小倉支部は上田さんに懲役6月、執行猶予3年の有罪判決を下した。しかし上田さん側は控訴した。2010年9月16日、福岡高裁は一番を破棄して上田さんに無罪を言い渡した。検察が上告をしなかったことで2010年10月1日、無罪判決が確定した。

第3章：なにが問題か

第1節：捜査機関に関して

(1) 事件でないものを事件にする捜査機関

「なんでこんなことが事件になるのかというのが、看護師の見方だった」と、県医療労働組合連合会の武石節子委員長は述べている¹⁾。そもそもこれが事件なのだろうか？ 警察や検察は十分に調べもせずに「爪はぎ」だとして無理やり事件にしてしまった。医療関係では最近そうした事件が多い。たとえば「福島県立大野病院事件」でも、確かに妊婦が死亡するという、不幸な結末に至った。しかし、現在の医学ではすべての事態に対処できるわけではない。「福島県立大野病院事件」では、帝王切開で女性が亡くなったことが「業務上過失致死罪」にあたるとして医師が逮捕・起訴された。しかし、癒着胎盤というのは多くの医師が一生に一度、経験するかしないかの事例である。亡くなられた女性には大変気の毒だが、医療の世界では対応できないこともある。その責任をすべて医療関係者に負かせたら、医者や看護師になろうとする者はいなくなるだろう。現にこの事件も一因となり、産婦人科医を希望する医師も減少した。

この事件に関しても、「逮捕はいき過ぎ」との声もあったし、「なんであんなものを起訴し

たんだ」と発言した検察幹部もいたという²⁾。

メディアで連日「筋弛緩剤事件」として報道された「北陵クリニック事件」だが、准看護師が筋弛緩剤を点滴に入れて患者を殺害したなどとされて最高裁でも有罪が確定している。しかし、点滴で筋弛緩剤を入れたとされる患者がまばたきをしていたり、体を動かしていたなど、筋弛緩剤では説明できない動作が多く目撃されている。筋弛緩剤を点滴に混入してもにもかかわらず、警察や検察は准看護師が点滴に入れたとのストーリーを作り上げ、事件にしてしまった³⁾。

(2) 捜査機関による人権侵害違憲・違法行為

憲法31条では「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と定められている。この規定の意味だが、人権を保障する内容をもつ法律に従って、警察や検察は逮捕、勾留、起訴などの刑事手続を進めなければならないという内容となっている。そうした規定を受けて、刑事訴訟法1条でも、「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人的基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」(傍点は飯島による強調)となっている。憲法99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされているように、公務員である警察や

2) 『東奥日報』2008年8月20日付

3) この事件に関しては、守大助・阿部泰雄『僕はやっていない！ 仙台筋弛緩点滴混入事件』(明石書房、2001年)、無実の守大助さんを支援する首都圏の会のHPを参照。http://homepage2.nifty.com/daisuke_support/

1) 『朝日新聞(福岡版)』2010年9月17日付

検察は憲法を守らなければならない。

にもかかわらず、この事件でも警察や検察は、憲法や刑事訴訟法に反する捜査、つまり上田さんの人権を侵害する取調べを行ってきた。

まず取調べだが、上田さんは2007年7月2日に逮捕されて以降、102日間も身体を拘束された。取調べは土日も関係なく続き、多い時では1日8時間以上、夜の9時半まで終わらない時もあった。そして、「つめはぎ」「虐待」と刑事に言われ続け、精神的に追い詰められていった⁴⁾。

さらにこの事件でも、上田さんは取調べの際に警察や検察から怒鳴られるなどの取調べを受けている。検察官から「あなたはウソつきだ」「今までの作り話か」などと言われ、あまりの剣幕にびっくりして、上田さんは泣いたという⁵⁾。

(3) 調書のでっち上げ

いきなりの逮捕、長期にわたる身体拘束などとともに、「爪を切ってケアをした」「虐待だ」とのやり取りをずっと続けているうちに、上田さんに無力感が蓄積されていった。そして「私の行為に対する表現の違いで、毎日言い合いするのはもういいです。そこは刑事さんに譲ります。私は爪切りと表現したいけど、刑事さんが表現できないというのなら、好きなように書けばいいじゃないですか」と上田さんは答えた。

その後、完成して上田さんがサインした調書の内容は以下のようなものだったという。

「私は、そのようなつめはぎ行為をするとき

は、看護師としての職務など、頭にはまったく無く、ただ、肥厚したつめなどをはぎたいという欲望しかないただの人間になってしまいます」。

「つめを切り取ったりはがしたりする相手が、泣こうが、さけぼうが、痛かろうが、そんなことは頭になく、私自身に人を人と思わない残虐な面があるのです」。

「私の残虐の行為は、看護師としてのおごりの中で生まれたものです。入院患者の足指のつめを、ニッパーなどを使って切り、はぎ取ってしまうなど、患者自身を自己の所有物のようにあつかっていたのです」。

こうして刑事は調書のでっち上げた。高等裁判所では「自白調書は信用できない」として証拠として採用されなかったが、第一審判決ではこの自白調書も一因となって有罪とされた。

「郵便不正事件」でも、大阪地裁のエースと言われた前田検事が証拠であるフロッピーを改ざんした。「小沢事件」で小沢一郎議員が強制起訴された一因として、東京地検特捜部の田代政弘検事がウソの捜査報告書を作成したことが挙げられる。このように警察・検察による「調書のでっち上げ」が最近、白日の下にさらされ続けているが、「看護師爪ケアえん罪事件」もそうした捜査に挙げることができる。

(4) 「患者の看護を受ける環境」の悪化、「医療費増大」

この事件があったあと、看護師がつめのケアをすることが減ったと私の知り合いの看護師が言っていたのを私は聞いた。彼女によれば、看護師がつめのケアをするのをやめ、皮膚科の医師を呼んで患者の爪のケアをさせるようになったという。こうして警察や検察の逮捕、起訴

4) 取調べの状況については、『冤罪 File No. 13』(2011年) 113頁参照。

5) 『朝日新聞(福岡版)』2010年9月17日付

が「患者の看護を受ける環境」を悪化させた原因となった。そして、ただでさえ「医師不足」「医療費増大」が問題となっているのに、警察や検察の対応がますます皮膚科の医師の負担を増やし、医療費の高騰の一因を作ったと言えよう⁶⁾。逮捕・起訴というのは被疑者本人やその家族などに対しても重大な人権侵害をもたらすが、この「看護師爪ケアえん罪事件」は本人や家族・関係者のみならず、患者の看護を受ける環境も悪化させ、医療費高騰の一因をつくりだした。

第2節：メディアに関して

(1) 犯人視報道・実名報道

「看護師爪ケアえん罪事件」に関して、日本看護協会広報部が「当初の「虐待」一辺倒の報道」⁷⁾であり、「7月2日後の当該看護師の逮捕後の報道では「爪はがし」「虐待」「心の闇」などのセンセーショナルな見出しが新聞紙上を躍った」⁸⁾と評しているように、連日連夜、事件報道がなされた。

そして事実でない、ウソの記事を実名で報道した。

たとえば2007年7月2日付『西日本新聞』だ

-
- 6) 医療費などの医療政策については、かつて2人の看護師さんの協力を得て、「日本の医療政策と憲法」という論文を執筆したので参考にしてほしい。<http://www2.ngu.ac.jp/uri/syakai/syakai-a.htm>
 - 7) 「『爪のケア』に関する刑事事件」の事件報道と日本看護協会の広報活動』『『爪のケア』に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）24頁。
 - 8) 「『爪のケア』に関する刑事事件」の事件報道と日本看護協会の広報活動』『『爪のケア』に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）24頁。

が、「つめはぎ 看護師逮捕」「上田里美容疑者（40）について周囲は「精神的に弱い面があった」と評し、「あるスタッフは「ハードな職務であり、相当ストレスがたまっていたのかもしれない」と容疑者の精神状態を推測した」などの記事を掲載した。

また、2007年7月2日付『毎日新聞（夕刊西部）』では「つめはぎ」看護師逮捕 心の闇 解明へ 被害者家族「ほっとした」との見出しの記事があり、以下のような記述がある。

「患者に近い場所にいる看護師が、認知症のお年寄りのつめをはいでいたという虐待問題は2日、一気に事件に発展した。北九州市の北九州八幡東病院を舞台にした傷害事件。逮捕された上田里美容疑者（40）の心に潜む「闇」の解明がはじまった」。

「ベッドに大量の血がついているのを不審に思い、上田容疑者に詰め寄ったところ「すみません」と謝るだけで、はっきりしたことは話さなかった」。

「2,3年前、容疑者が当時勤めていた病棟で、患者の爪が剥がれていたことが数度あり、当時から「気をつける」とうわさになっていたという」。

こうした記事を読んだら、「爪を剥がした看護師」という印象をもつ人も少なくないだろう。メディアはこの看護師さんを世間に犯人だと思わせる、こうした「犯人視報道」を行なった。

第3節：裁判所に関して

まず第一審だが、判決ではフットケアの一環として爪切りを行なった時に出血などをして、看護行為として行なったなら正当業務行為であって傷害罪は成立しないとの一般論を展開

した。しかし本件では、「爪を剥ぐこと自体を楽しみとして、目的としていた」という、警察でのウソの自白が重視されて有罪とされた。「一度自白させられたものを覆すのは不可能なのかと虚しさを感じた」⁹⁾と神坂登世子福岡県看護協会会長は述べている。捜査段階で虚偽の自白をしてしまうと日本の裁判では極めて不利になる。そして自白の呪縛から「看護師爪ケアえん罪事件」の第一審裁判所も逃れることができなかった。

それに対して第2審の福岡高等裁判所では、「被告人が爪ケアとしての爪切り行為であると説明しても、警察官から、爪の剥離行為であると決めつけられ、その旨の供述を押し付けられ、これを認める供述をしたという疑いを容れざるを得ず、その後の被告人の検察官に対する供述も、前の爪の剥離行為を認める供述に沿って誘導されたものと疑わざるを得ない」などとして、自白は警察から押し付けられたものであり、信用できないと判示した。

そして以下のような無罪判決を下した。

「被告人の行為は、看護目的でなされ、看護行為として、必要性があり、手段、方法も相当といえる範囲を逸脱するものとはいえず、正当業務行為として、違法性が阻却されるというべきである」。

9) 神坂登世子『『爪のケア』に関する刑事事件』における福岡県看護協会の取り組み』『爪のケア』に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）6頁。

第4章：なにを改善すべきか

第1節：捜査機関に関して

(1) 捜査方法の改善

この事件を担当した高平奇恵弁護士は以下のよう述べている¹⁰⁾。

「高度の専門領域であるならば、その領域における識者の認識がどのようなものであるか、ということは、不可欠の捜査事項であろう。

しかし、結局、捜査機関は、適切な専門家証人に一度も意見を聞くことなく、起訴に至った」。

「どんな事件でも、先入観をもって捜査をすることは危険である。まして、専門領域に関わる事件の捜査で、なんら知識のない捜査機関が、捜査に先立ってストーリーを作るなどあってはならないことである。

先入観に基づく捜査では、事実を明らかにすることは不可能である。安易に自白に依拠することなく、客観的、かつ、綿密な裏づけ捜査がなされるようになることを望む」。

戦前の刑事手続では、有無を言わずに身体を拘束し、拷問などを伴う、手段を選ばない取調べで自白をもぎ取り、そうした自白に基づいて有罪判決が下された。こうした刑事手続への反省として、重大な人権侵害となる、逮捕などの身体拘束には慎重であるべきとの考え方がとられている。「現行犯」という、えん罪の可能性が低い場合を除き、捜査機関による被疑者の

10) 高平奇恵「傷害被告事件 爪ケア事件逆転無罪」『季刊 刑事弁護 65巻』（現代人文社、2011年）141-142頁。

逮捕を行なうためには裁判官の令状がなければならぬという「令状主義」(憲法33条)はそうした考え方に基づいている。身体拘束された後の自白はえん罪を生み出す可能性が高いので、自白だけでは有罪としてはならないとの「自白法則」も憲法や刑事訴訟法の原理となっている。

ところが「看護師爪ケアえん罪事件」だが(も?), 警察は十分な捜査をせずに看護師さんを逮捕した。そして逮捕という、身体拘束をしたうえで「爪をはいだ」「虐待だ」との自白を取ろうとした。このように、日本の警察や検察は事実を調べずにまず身体を拘束し、そこで様々な手段を使って自白を強要する。多くのえん罪が起こるのはこうした取調べのあり方に原因がある。警察や検察が緻密な事実調査を行ない、難事件を解決していくのは、残念ながら現在の日本では「テレビドラマの中」だけである。高平弁護士の言うように、警察や検察は事実を綿密に調べ、専門領域であれば専門家の意見を聞き、十分に精査したうえで、逮捕という、身体拘束が伴う手段をとるべきであろう。そうしたあり方が憲法で求められている刑事手続である。警察学校では耳元で怒鳴りつけるような教育をする場合もあると聞き、検察修習でも、講義をした副検事が「被疑者を取り調べるときは、被疑者が有罪だと確信して取り調べるように」と断言したという¹¹⁾。警察や検察に対しても憲法理念、刑事訴訟法の理念を徹底的に教育する必要がある。

(2) 取調べの可視化

上田さんは、「取調べが警察や検察の誘導と感じたことは」といった、西日本新聞の記者の

質問に対して、「全くなかった。知らないうちにそういう調書〔爪をはいだとの調書〕になった。ビデオや録音など後で見て検証できるようにする必要がある。容疑者であれば、弁護士の立会いのもとで取り調べ、弁護士の目を通した調書にサインするような、仕切りのない状態にすべきだ」¹²⁾と述べている。知らないうちに刑事に「マインドコントロール」¹³⁾されていたとも述べている。こうした経験から、「取調べの可視化」が必要だと主張する。上田さんだけではなく、「足利事件」の菅家利和さん、「布川事件」の桜井昌司さんや杉山卓男さんなどのえん罪被害者も、拷問や脅迫に基づく取調べが警察や検察からなされた自らの体験をもとに、「取調べの可視化」を求めている。『検事失格』の著者である市川寛元検事も自らの体験に基づき、取調べの可視化を求めている¹⁴⁾。取調べの際の人権侵害違憲・違法捜査、自白強要、えん罪をなくすためには、多くのえん罪被害者が主張しているように取調べの可視化(録画・録音)制度の導入が必要である。警察や検察は、「取調べの可視化」がなされると被疑者が真実を話さなくなり、「真実発見」が困難になると反論する。しかし、警察や検察による拷問的取調べの結果、やってもいない犯行を「自白」し、えん罪が生まれるとすれば、それこそ捜査機関が「真犯人」を逃して無実の人を罰してしまう。暴力的取調べ、多くのえん罪からすれば可視化否定論は全く説得力がない。おかしなことに、「郵便不正事件」で証拠をでっち上げたり、証拠ねつ造の事実を知っていた検察たちは、自分たちが被疑者・被告人になると取調べの実態を批判し、取

11) 市川寛『検事失格』(毎日新聞社, 2012年)24頁。

12) 『西日本新聞』2010年10月18日付

13) 『東京新聞』2010年9月18日付

14) 『北海道新聞』2012年9月9日付

調べの全面可視化を要求した。密室での取調べでの警察・検察による暴力的・脅迫的取調べをなくすためにも、また、警察や検察なども「暴力的取調べがあった」と裁判所で言われなためにも、取調べの可視化は必要である。

第2節：メディアに関して

(1) 無罪推定原則の徹底

福岡高等裁判所で無罪判決が出されたあと、『西日本新聞』2010年10月18日付に「看護師爪ケアえん罪事件」に関して検証記事が出された。その記事には以下のような記述がある。

【小見出し】記憶から薄れぬ悪印象 推定無罪の原則に戻る

「報道の量やその扱いを考えると、人々の印象に残るのは、やはり発覚直後の報道だろう。福岡高裁の無罪判決後、社内外を問わずさまざまな人の声を聞いたが、発覚当時の印象から「つめはぎ」という表現を使う人が多く、耳が痛かった。無罪判決が出てから改めて遅いと言われているようだった。「被告の人権を守る「推定無罪の原則」。これは刑事裁判だけではなく、事件や裁判報道でも欠かせない。できるだけ多くの関係者に取材し、多様な視点からより客観的な報道に努める。記者一人一人はもちろん、新聞として肝に銘じなければならぬと強く思った」。

全くその通りだろう。「無罪判決が出てから改めて遅いと言われているようだった」とのように、事件が進んで「これはえん罪では？」と思って途中から軌道修正しても、最初の段階で犯人のような報道をされてしまえば、その印象が残る。実際、無罪判決に対しても「無罪は

おかしい」との読者の意見が西日本新聞には寄せられたという¹⁵⁾。犯人のような扱いを社会的に受けるのであれば、「個人の尊厳」(憲法13条)は根底から否定される。えん罪被害者であれば体験するだろうが、「看護師爪ケアえん罪事件」の被害者である上田さんも、釈放された当初は人と目を合わせるのも怖かったという。「[上田さんの]両親も当初の報道には怒っていた」し、「[上田さんの]母親は『つめ』という文字に恐怖を感じるようになった」¹⁶⁾という。こうして「個人の尊厳」は根底から否定される。「個人の尊厳」を保障し、人権尊重という観点からすれば、「無罪推定の原則」は刑事手続・刑事裁判だけの原理ではなく、社会的にも適用されるべきで原理である。先に引用した『西日本新聞』でも「推定無罪の原則に戻る」とされているように、メディアも「無罪推定原則」を遵守し、犯人視報道をやめるべきだ。

(2) 匿名報道主義の採用

上田さんは犯罪報道の際の実名報道に関して、以下のように述べている。

「最初から出る〔逮捕のときに実名が〕のはいかがなものかなと思います。その人のことも知らないし、どういった仕事をしているのか分からないままに書けば、私自身も攻撃を受けますし、周りの家族関係も崩れることもあるので、本当に実名を出されることで家族をつぶされる危険性もあります。また、たとえそれが釈放なり起訴されなかったにしても、その時点で知らない人は色眼鏡で見るわけですよ。結果は報道しない

15) 『西日本新聞』2010年12月9日付

16) 『西日本新聞』2010年10月18日付

じゃないですか。ただ逮捕された、それで終わりですよ。もしこういう流れになっていなかったら私は逮捕された人、子どもは逮捕された人の子どもになるわけですよ。そういうのって無責任だと思います。実名で出すなら出すなりの責任はもって頂きたいとは思いますが。「報道の自由」というものはあるのでしょうか、自由だから他の関係のない家族をつぶして良いところにはつながらないと思います。最初は慎重にすべきで、何らかの刑が確定したら仕方ないのかなと思います。ただ、できれば出してほしくないとは思いますが。私は刑務所に行ったかもしれないけど、子どもたちや家族は外で生活しているわけだから、そういうことを考えてみると、やはり出すべきではないんじゃないかと思います。自分が経験してそう思います」。

上田さんが言うように、実名報道は本人のみならず、家族や関係者に多くの被害をもたらす。この事件だけではない。「志布志事件」でも、自分たちは犯人視報道されて非常に苦しい想いをしたので、せめて初期報道での実名報道はやめてもらいたいとの声があがっている¹⁷⁾。1999年10月の日弁連人権大会で、「大分みどり荘事件」のえん罪被害者である興掛良一さんや「甲山事件」のいわゆるえん罪被害者である山田悦子さんはマスメディアに「逮捕時に実名報道されると、家族もろとも社会的に抹殺される」、「匿名報道は私たち市民のほんのささやかな要求です」と述べている¹⁸⁾。こうして多くのえん罪被

害者は犯罪報道の際の実名報道を批判する。

たしかに国民権の観点から、国民が政治を委ねてもよい人物かどうかを判断するため、選挙で選出される可能性が高い「公人」の犯罪行為などを実名で報道するのは必要であろう。選挙への影響力を持つ人物も「準公人」として扱い、一定程度の実名報道は許されよう。しかし、「公共の関心の高い事件などの例外を除いて、匿名での報道が不可欠です」¹⁹⁾と戸波江二早稲田大学教授が言うように、私人の犯罪報道に関しては匿名で報道するという「匿名報道主義」が原則とされるべきではないだろうか。「匿名報道」には疑問がもたれるかもしれないが、たとえばヨーロッパではイギリスなどを除き、多くの国で匿名報道主義である。本稿では上田さんの承認を得て実名で書いているが、「看護師爪ケアえん罪事件」に関して日本看護協会が出版した『「爪のケア」に関する刑事事件』（日本看護協会出版会、2011年）でも、この看護師さんの実名は伏せてある。「個人の尊厳」「人権」「無罪推定の原則」という、近代法が前提とする価値を重視するのであれば、犯罪報道の際には原則として匿名での報道が必要である。

(3) 「記事の客観性・正確性・説得力の確保」、「公権力行使の監視機能」のための実名報道？

以上のような「匿名報道主義」に対しては、「記事の客観性・正確性・説得力の確保」、「公権力行使の監視機能」のためには原則として実名報道をすべきだとの主張がメディア関係者や一部の憲法学者などからなされることも多い²⁰⁾。

の自由』（青弓社、2001年）75頁。

17) 木村朗『市民を陥れる司法の罟』（南方新社、2011年）70頁。

19) 戸波江二編『やさしい憲法入門』（法学書院、2004年）93頁。

18) 浅野健一「犯罪報道とプライバシーの保護」青弓社編集部編『プライバシーと出版・報道

20) たとえば山田隆司『記者ときどき学者の憲法論』（日本評論社、2012年）95頁など。

しかし、「記事の客観性・正確性・説得力の確保」、「公権力行使の監視機能」のために実名報道をすべきという、メディアの主張は本当だろうか？ 例えば以下の記事を見てみよう。

①2012年1月18日付『毎日新聞（夕刊）』

見出し：「取り押さえ急死 警官書類送検へ」

「栃木県日光市の民家で昨年4月、県警今市署員に取り押さえられた男性（当時30歳）が急死した事件があり、県警は近く、特別公務員暴行凌虐容疑で署員を書類送検する方針を固めた」。

②2012年1月18日付『毎日新聞（夕刊）』

見出し：「巡査が電車内で痴漢」

「警視庁第6機動隊に所属する20代の巡査が女子中学生の尻を触ったとして、東京都迷惑防止条例違反で野方署に現行犯逮捕されていたことが分かった。巡査は容疑を認めているといい、警視庁は懲戒処分を検討している」。

これらの記事をみて考えてよう。「権力の監視のために実名報道」というのであれば、警察官などによる犯罪こそ、実名報道をすべきだろう。にもかかわらず、警察や検察が逮捕された時、匿名報道が多い。こうした現状をどう考えるか。「権力の監視」のために実名報道が必要だというメディアの主張は説得力があるのだろうか。

また、これらの事件に関しては実名で報道されていないから「真実かどうか疑わしい」となるだろうか？ メディア関係者が実名報道の根拠とする、「記事の客観性・正確性・説得力の確保」、「公権力行使の監視機能」という主張は説得力があるのだろうか？

(4) 憲法学説に関して

やや話がそれるかもしれないが、「看護師爪ケアえん罪事件」を手がかりにして、「表現の自由」（憲法21条）を憲法論として論じる際の前提について考えてみたい。看護師爪ケアえん罪被害者である上田さんは私との対談の中で、「一回も私の話を聞きに来るとかそういう動きもなかったです。別のところから仕入れた情報だけで、自分たちが書きたいように書いているので、一つも事実確認がされていないという思いでした」と述べている。メディアは取材をしないで、犯人でない人を犯人であるかのように世間一般に思わせる報道を行なっている。しかも——というよりも、取材もしないで報道する必然的な結果かもしれないが——事実とは異なる記事、ときにはでっち上げとも思われるような記事を書く。こうした記事のために、多くのえん罪被害者やその家族、関係者は社会的に「犯罪者」という色眼鏡で見られ、言語に絶する苦しみを味わう。

取材もしないで誤った記事を書くメディアの現状、そうした報道で被害を受ける報道被害の現状を踏まえても、「表現の自由」は重要だから報道被害は我慢せよというの主張は「人権保障」という観点から妥当なのだろうか？

1964年にアメリカの連邦最高裁判所が「ニューヨーク・タイムズ対サリバン事件」で打ち出した、「故意に、または真偽について全く顧慮しないで」虚偽の事実を公表したことを名誉が毀損されたと主張する側が証明しなければならないという「現実の悪意」（actual malice）の法理が名誉毀損の判断基準として日本の裁判でも採用されるべきとの見解が一部の憲法学説から唱えられている。「現実の悪意」の法理の適用の是非についての私見はさておくとしても、取材もしないで誤った報道をした場

合、「故意に、または真偽について全く顧慮しないで」虚偽の事実を流しているメディアの現状からすれば、かりに「現実の法理」が適用されたとしても名誉毀損の法的責任は負わされるのではないか。取材もしない、あるいは不十分な取材で誤った記事を書き、その記事のために「書かれた側」は言語に絶する苦しみを味わってきたという、日本社会の報道の現状を踏まえた上で、「表現の自由の保障」はどうあるべきか、という議論がなされるべきではないだろうか。「そのけそのけお馬が通る」という議論をしすぎてはいないだろうか²¹⁾。

第3節：裁判所に関して

(1) 自白調書の盲信

日本の多くのえん罪事件では、自白が有罪の根拠とされた。この事件でも、第一審判決では捜査段階での自白が有罪の根拠とされた。しかし、自白だけで有罪とすれば無実の人が間違っただけで処罰されやすい。ましてその自白が拷問や脅迫、その他さまざまな手段で警察や検察に無理矢理とられた自白であれば、なおさらえん罪の危険性がある。そこで憲法では「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」(38条2項)と、さらには「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」(38条3項)と定められている。こうした「自白法則」の理念を第一審裁判所は守らなかった。爪切り自体は「療養の世話」であるが、警察での自白ではその看護師さんには虐

待しようとの意図があると第一審では認定され、有罪とされてしまった。自白だけで有罪とすれば「えん罪を生み出す危険性が高い」という事実を裁判所でも教育する必要がある。

(2) 無罪推定の原則の徹底

日本の刑事裁判の99・9%は有罪判決であるが、元裁判官の井上薫氏によれば、「無罪判決を出した一審の裁判官は、人事評価上、不利益にカウントされることを覚悟²²⁾しなければならず、「人事上の不利益を覚悟してまで自分の心証を優先して無罪判決を出す気概の持ち主はそうそういません²³⁾」と述べている。井上薫氏が言うように、刑事裁判の大基本原則ともいえる「無罪推定の原則」が裁判所では必ずしも原則とはされていない。極端な例では、「驚くべきことに、第1回法廷以前に、その犯罪事実が丸ごと認められた場合の有罪の判決書を予め起案しておく裁判官がいた²⁴⁾」という。こうして非常識な事実認定がなされている。裁判官に無罪推定の原則を徹底させることも必要となろう。

第4節：弁護士支援体制の強化

(1) 「看護師爪ケアえん罪事件」での弁護士の役割

「正義は勝つ」という言葉、残念ながら日本の刑事裁判では当てはまる言葉ではない。実際には犯罪を犯していないのに犯罪者とされる「えん罪」は、戦後日本社会にも多く存在する。「看護師爪ケアえん罪事件」でも、3年近くに

22) 井上薫『狂った裁判官』(幻冬舎新書, 2007年) 26頁。

23) 井上薫『狂った裁判官』(幻冬舎新書, 2007年) 29頁。

24) 井上薫『狂った裁判官』(幻冬舎新書, 2007年) 17頁。

21) 樋口陽一東京大学名誉教授との対談での、奥平康弘東京大学名誉教授の発言。樋口陽一編『講座 憲法学3』(岩波書店, 1996年) 271頁。

わたり上田さんやその家族は極めて大変な思いをしたが、最終的には無罪判決になった。「無罪判決」という結論を勝ち得た原因はいろいろ挙げられよう。たとえば「報道は国民への影響が大きい。事実と異なるなら、当事者への支援が必要である」²⁵⁾と判断して、この看護師さんを全面的に支援した日本看護協会の活動、「警察はうそばっかやけん、気にしたらいかんよ」²⁶⁾とあって、この看護師さんを支援した、子どもや夫などの家族による支援。その他の理由として、井部俊子元日本看護協会副会長は「適切な弁護活動が行われたこと」²⁷⁾を挙げている。まず、この事件の弁護士さんたちは、捜査段階で精力的な活動を行なった。看護師に対する警察や検察の厳しい取調べに対しても、弁護士さんたちは毎日接見して、看護師さんを精神的に支えた。弁護士による接見で看護師さんが精神的に立ち直れたことも「無罪獲得」の大きな一因となった。さらに裁判で、皮膚科の権威である西岡清医師、川嶋みどり日本赤十字看護大学教授などの専門家の証言を得ることができたことも、無罪判決を得る大きな一因となった²⁸⁾。立証の際も、弁護側は、控訴審での上田さんへの質問を通じて裁判官の理解を容易にしてもらうため、爪の再現写真やつめ切りの映像などを

使って分かりやすく説明した²⁹⁾。このような弁護士の活動の無罪判決という結末を迎える一因となった。

(2) 弁護士支援活動の強化

無実の人が犯人とされないため、さらには不幸にして警察やメディアの違法・不当な対応のために犯人視された場合の名誉回復のためにも、弁護士の果たす役割はいくら強調されても良い。

しかし残念ながら、現在の弁護士支援制度は十分とは言えない。現在、被疑者段階で国選弁護人の選任を請求できるのは法定刑が死刑、無期、もしくは長期3年以上の懲役か禁固にあたる罪の疑いをかけられて身体の拘束がされている場合である（刑事訴訟法36条、36条の2）。さらには自己の保有する現金、預貯金などの資力が一定額（50万円）以下とされ、資力申告書を提出しなければならない（刑事訴訟法36条の2以下）。こうした要件では安心して国選弁護人を選任できない。「地獄の沙汰も金次第」ではないが、資産がないために弁護人の支援を受けられず、有罪判決へ一直線という社会ではいけない。資産にかかわらず、適切な弁護を受けられ、えん罪被害を受けない弁護士支援制度を整えることが、日本国憲法で保障されている「弁護人依頼権」（憲法34条、37条）であるべきだ。

現在は全都道府県で実施されている「当番弁護士制度」は国の制度ではなく、弁護士会によるボランティア活動である。また、日本弁護士連合会が「法テラス」に業務委託を行なっている

25) 福井トシ子「日本看護協会の活動と見解」『「爪のケア」に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）2頁。

26) 2010年9月16日付『毎日新聞（夕刊）』

27) 井部俊子『「爪のケア」に関する刑事事件」からの教訓』『「爪のケア」に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）20頁。

28) 上田國廣「看護行為を巡る法律問題」『「爪のケア」に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）17頁。

29) 上田國廣「看護行為を巡る法律問題」『「爪のケア」に関する刑事事件 経緯と支援の実際』（日本看護協会出版会、2011年）14頁。

る「刑事被疑者弁護援助制度」があり、個人的に弁護士を雇う経済的余裕のない者などにも弁護士による支援が受けられる。しかしこの制度も弁護士会が費用を負担し、国の制度ではない。国の制度として、弁護士による支援体制、とくに被疑者段階での弁護人支援体制のさらなる充実が必須である。

第5章：おわりに

多くの教師もそうだろうが、私は学生に対して、きちんと事実を調べ、その上でレポートや論文を書くように指導している。調べもせずにレポートを書けば、いい加減な内容、あるいは事実と異なる内容になるからだ。

ところが驚くべきことに、警察や検察は事実を調べもせずに自分たちのストーリーを作り上げ、そうしたストーリーにあうように事件や自白をでっち上げることが多い。「看護師爪ケアえん罪事件」もそうだった。警察や検察はこの看護師さんが爪をはいだとの固定観念に取りつかれ、現実を直視せずに自白の獲得だけを目指した。メディアも上田さんが犯人であるかのように思わせる実名報道をした。その結果、上田さんやその家族、関係者は言語に絶する苦しみを味わった。私は2012年6月8日、上田さんに会って話を聞かせて頂いたが、実際に会って話をすれば、爪をはいて虐待をするような人かどうか、普通の人であればすぐに分かるだろう。ところが人を見る目がないのか、あるいは「人

をみたら犯人と思え」と思い込んでいるためだろうか、警察や検察官は上田さんを逮捕、勾留、そして起訴した。第1審裁判所の裁判官も有罪判決を下すことで「えん罪」や「患者の看護を受ける環境の悪化」に加担した。「権力の監視」というのが役割のはずであれば、上田さんに取材して問題がないかどうかを調べるのがメディアの役割のはずなのに、メディアは警察や検察の発表だけに基づいて記事にする。逮捕した警察や検察は犯人であることを疑わせる情報しか流さない。したがって、警察や検察などだけの情報で記事にしたら、「犯人視報道」となりやすいだろう。

最近も多くのえん罪事件がメディアをにぎわせているが、えん罪が多く起こるのは、「看護師爪ケアえん罪事件」を手がかりに紹介してきたような、警察や検察、裁判所やメディアの必然的な結果である。犯罪者でもないのに犯罪者として扱われる「えん罪」は本人や家族、関係者の「個人の尊厳」（憲法13条）を蹂躪し、人権侵害の最たるものである。えん罪を生みださないためにも、市民がこうした警察や検察、裁判所、そしてメディアの現状を知り、監視する必要があるだろう。

追伸：本稿を執筆するにあたり、上田里美さんや東敦子弁護士から直接お話をうかがったり、校正の際にも大変お世話になりました。この場をかりて、お礼を申し上げます。